

洞爺湖町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	3
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	6
5	対策推進のための役割分担	7
6	洞爺湖町行動計画の主要6項目	8
(1)	実施体制	9
(2)	情報提供・共有	9
(3)	まん延防止に関する措置	11
(4)	予防接種	11
(5)	医療	14
(6)	町民生活及び町民経済の安定の確保	15
7	発生段階	15
第3章	各段階における対策	18
	未発生期	
(1)	実施体制	18
(2)	情報提供・共有	18
(3)	まん延防止に関する措置	19
(4)	予防接種	19
(5)	医療	20
(6)	町民生活及び町民経済の安定の確保	20
	海外発生期	
(1)	実施体制	22
(2)	情報提供・共有	23
(3)	まん延防止に関する措置	23
(4)	予防接種	23
(5)	医療	24
(6)	町民生活及び町民経済の安定の確保	24
	国内発生早期	
(1)	実施体制	25
(2)	情報提供・共有	26
(3)	まん延防止に関する措置	26
(4)	予防接種	27
(5)	医療	28
(6)	町民生活及び町民経済の安定の確保	28

国内感染期	
(1) 実施体制	3 0
(2) 情報提供・共有	3 1
(3) まん延防止に関する措置	3 1
(4) 予防接種	3 2
(5) 医療	3 3
(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	3 3
小康期	
(1) 実施体制	3 5
(2) 情報提供・共有	3 5
(3) 予防接種	3 6
(4) 町民生活及び町民経済の安定の確保	3 6
洞爺湖町独自の主な対策（充実項目）	3 7
(別添) 特定接種の対象となる業種・職務について	3 8
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	3 9
(参考) 用語解説	4 1

第1章 はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ※1は、毎年流行を繰り返してきた**インフルエンザウイルス※2**とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である**新感染症※3**の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、**病原性※4**が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少になるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成25年4月に施行された。

2. 取組の経緯

国は、平成16年8月に、新型インフルエンザ対策検討小委員会による「新型インフルエンザ報告書」を取りまとめ、平成17年10月に厚生労働大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策推進本部」を設置し、11月には「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

一方、北海道（以下「道」という。）では、これまでも家畜伝染病予防法に基づき、**家きん※5**飼育農場に対する鳥インフルエンザの発生防止対策や異常家きん等の早期発見、早期通報などの動物に関する取組を行うほか、「感染症の予防の総合的推進を図るための基本的な指針」に基づき、新型インフルエンザの発生に備えた治療薬の確保などに努めてきた。

また、国では、平成21年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」の抜本的な改定を行い、併せて「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定した。この改定では、新型インフルエンザ対策を国家の危機管理に関わる重要な議題と位置づけ、「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」、「社会・経済を破綻に至らせない」ことの2点を主な目的として、種々の対策を講じていくこととした。

3. 洞爺湖町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

洞爺湖町は、特措法第8条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」及び「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「北海道行動計画」という。）」との整合を確保しつつ、適切な役割分担のもと、「洞爺湖町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「洞爺湖町行動計画」という。）」を策定した。

洞爺湖町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

また、当町の地域特性や、特措法上の当町の役割等を勘案し、特に以下の項目について充実を図り、策定したものである。

当町独自の充実項目

- 適切な情報提供体制
- 要援護者対策
- 風評被害対策
- 予防接種の実施体制

洞爺湖町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画および北海道行動計画と同じく、以下のとおりとする。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

なお、**鳥インフルエンザ※6**（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、国の行動計画において参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

また、新型インフルエンザ等への対策は、最新の科学的な知見を取り入れて随時見直すとともに、実際に行った対策に関する検証等を通じて変更すべきものであるため、国や道における行動計画の変更を参考にしつつ、当町においても適時適切に行動計画の変更を行うものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高く感染拡大の恐れのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を町政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国や道、他市町村、関係機関と密接に連携し、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 初期段階において、感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、町民が適切な医療を受けられるように最新の情報を提供する。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最少となるようにする。
 - ・ 地域での感染拡大防止対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ **指定地方公共機関※7**や関係機関が事業継続計画の作成・実施等により、町民の生活や経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザの**パンデミック※8**の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

従って、洞爺湖町行動計画においては病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示されている。

このことから、当町においては国や道の対策を視野に入れながら、当町の地理的な条件、社会状況、医療体制等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、以下のとおり一連の流れをもった戦略を確立するとしている。

- 発生前の段階では、水際対策への協力、当町における医療体制の整備、町民に対する啓発や企業等による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 当町を含む近隣市町内の発生当初の段階では、患者の入院措置や**抗インフルエンザウイルス薬※9**等による治療、感染の恐れのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

- 当町を含む近隣市町内で感染が拡大した段階では、国や道、他市町村、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民の生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、緊迫した状況では初期の想定どおり進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて国や道の対策本部と協議の上、柔軟に対応を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が働きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、道、市町村、指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本であり、特に治療薬やワクチンが無い可能性が高い **SARS※10** のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

洞爺湖町行動計画は、以上のような政府行動計画及び北海道行動計画の考え方との整合性を図りつつ、当町の地域特性や特措法上の当町の役割等を勘案し、以下の4点を考慮して当町独自に対策の充実を図り、策定したものである。

- 危機管理上、基本的事項として、町民や事業者等に対する適切な情報を提供することが重要である。

このため、あらゆる媒体を活用して正確かつ迅速に情報提供することはもちろん、高齢者や障がいのある人等の要援護者や外国人、観光旅行者等に情報が届きにくい人々についても対象者ごとに必要とする情報が確実に周知されるよう、関係機関、団体等との連携により、きめ細かく対応していくことが重要である。

- 地域における助け合い精神のもと、平時からの地域での様々な活動を活かし、自助、共助、公助の適切な役割分担の下、発生時における要援護者への生活支援の体制を構築していく必要がある。
- 国内でも有数の観光地である当町にとって、新型インフルエンザ等の発生に伴う風評被害は、観光関連業者をはじめ、当町の経済に極めて大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このことから、発生前から観光関連業界等をはじめとする様々な関係機関や団体等との連

携により、風評被害の防止や風評被害からの早期回復を図る対策を進めていくことが重要である。

- 当町は、特措法の規定に基づく住民に対する予防接種の実施主体であり、国が示す接種の優先順位を踏まえて全町民が速やかに接種できるよう、道及び関係医療機関等の協力を得て接種体制を構築していくことが必要である。

このため、あらかじめ接種対象者（ワクチン需要量）を把握したうえで、健康福祉センター等の接種会場を確保しての集団接種や協力医療機関での一斉接種、個別接種のそれぞれの接種方法について、検討することが重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画、北海道行動計画及び洞爺湖町行動計画に基づき、国、道、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

当町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請がなされる場合、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携協力の確保

町は、政府対策本部、北海道対策本部と相互に密接な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、当町区域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、北海道対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、未発生の段階から、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされる場合に備え、道との意見交換を行い、必要事項について調整を行う。

4 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、当町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い**致死率※11**となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定している。

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、全国で約1,300万人～約2,500万人、北海道では55万9千人～107万5千人と推計。
- 入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致死率0.53%とした場合では、入院患者数の上限は全国約53万人、北海道約2万3千人、死亡者数の上限は全国17万人、北海道約7千人となり、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致死率2.0%とした場合では、入院患者数の上限は全国約200万人、北海道8万6千人、死亡者数の上限は全国約64万人、北海道約2万8千人となると推計。
- 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算すると、中等度の場合、1日あたりの最大入院患者数は全国10.1万人（流行発生から5週目）・北海道約4千3百人と推計され、重度の場合、1日あたりの最大入院患者数は全国39.9万人、北海道約1万7千人と推計。

上記の推計を当町にあてはめると、人口を9,800人とした場合、致命率に応じて次のとおり推計した。

	中等度	重度
医療機関受診患者数	約1,274人	約2,450人
致命率	0.53%	2.0%
入院患者数の上限	約52人	約196人
死亡者数の上限	約16人	約64人
1日あたり最大入院患者数	約10人	約40人

- これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の当町の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、化学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて国や道に準じて見直しを行うこととする。
- 未知の感染症である新型感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があるとあり、併せて特措法の対象とされた

ところである。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発病して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、介護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家族での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進やWHOその他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

そのうえで、国は新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を協力的に推進する。

2 道の役割

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努める。

3 町の役割

町は、町民に最も近い基礎自治体であり、町民、事業者への正確かつ迅速な情報提供、町民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、国が示す基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。

特に、当町の地域特性を勘案し、外国人、観光客等へのきめ細かな情報提供や、的確な要援護者対策及び風評被害対策を実施するに当たり、新型インフルエンザ等の発生前から関係機関や関係団体等に情報の共有及び連携を図っておく。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民の経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

7 一般の事業者

事業者においては、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

8 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 洞爺湖町行動計画の主要 6 項目

洞爺湖町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民の経済に及ぼす影響が最少となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、次の 6 つの主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) まん延防止に関する措置
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 町民生活・町民経済の安定

1 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

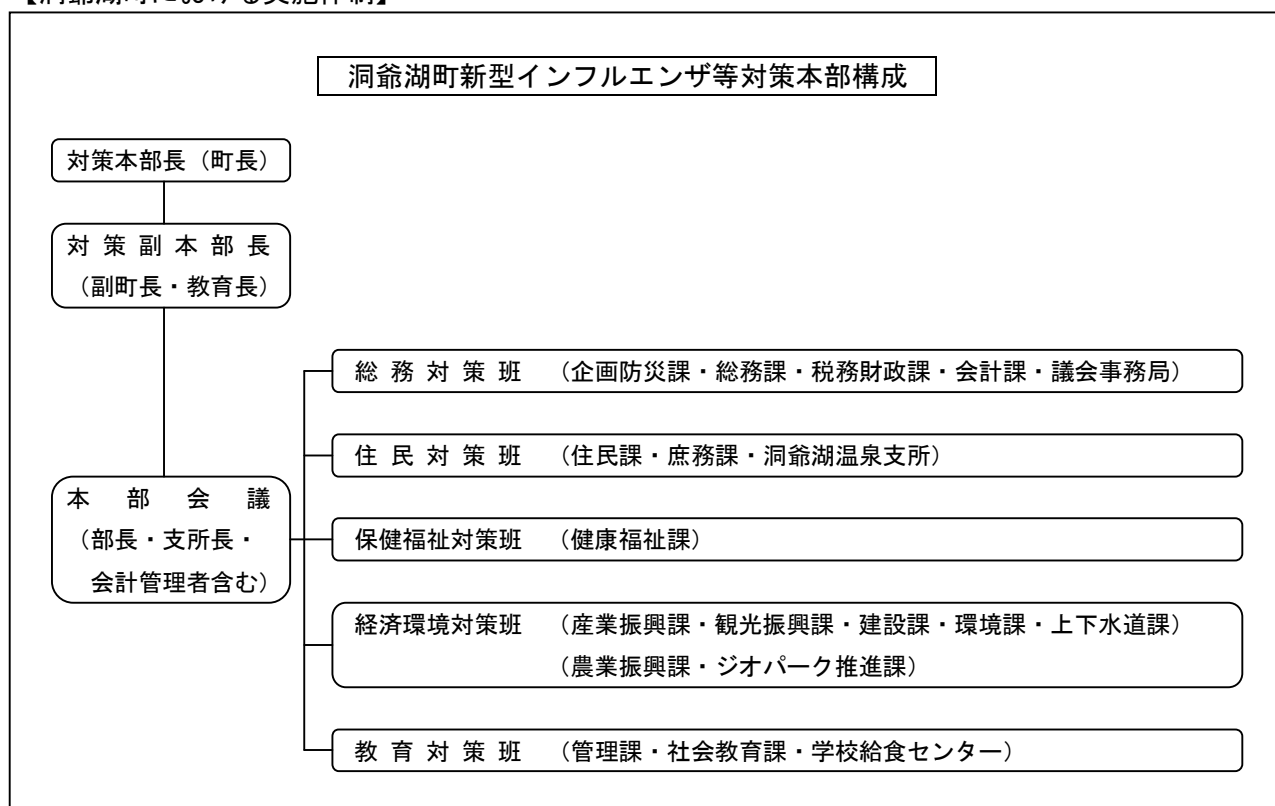
このため、町は、国、道、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行なうことが求められる。

町においては、新型インフルエンザ等の発生前から庁舎内関係各課等横断的な会議の開催を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各課等との連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、速やかに町長を対策本部長とする「洞爺湖町新型インフルエンザ等対策本部（以下「洞爺湖町対策本部」という。）」を設置する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、有識者会議等幅広い分野の専門家からの意見を聴く。

【洞爺湖町における実施体制】



2 情報提供・共有の目的

(1) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、町、国、道、医療機関、

事業者、個人の各々は役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において町、国、道、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

情報提供に当たっては、正確かつ迅速に行うことはもちろん、高齢者や障がいのある人等の要援護者にも十分配慮し、工夫することが必要である。

また、国内有数の観光地である当町においては、観光旅行者への確実かつきめ細かな情報提供のあり方について、あらかじめ検討しておく必要がある。

(2) 情報提供手段の確保

町民については、商法を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、高齢者や障がいのある人、外国人、観光旅行者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け手に応じた情報提供のため、ホームページを含めた多様な媒体を用いるほか、関係機関や団体等を通じた周知に加え、特に支援が必要な者には自治会や民生委員児童委員、福祉委員等の各戸訪問による周知等を行い、それぞれの対象者向けに理解しやすい内容で、できる限り迅速にかつきめ細かく情報提供を行う。

(3) 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても当町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民のほか医療機関、事業者等に情報提供する。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに町民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童生徒に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉課と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(4) 発生時における町民への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなから、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するため、洞爺湖町対策本部に広報対策スタッフを設置し、適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる部等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、洞爺湖町対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらにコミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じて町民の不安等を応えるための説明の手段を講じるとともに、町民からの相談や問い合わせの内容等から、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に

活かしていくこととする。

3 まん延防止に関する措置

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等にまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、町内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の**濃厚接触者※12**に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じて不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、町内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じ施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係団体等と連携して迅速に周知徹底を図る。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、道と連携し取組を進める。

また、各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。

そのほか、海外で発生した際には、国において状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）等の水際対策が実施されることから、必要に応じて国の取組に協力する。

4 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、**プレパンデミックワクチン※13**とパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

国においては、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用い

て有効性・安全性についての臨床研究を推進する予定である。

なお、ワクチンにおいては必要量を確保するためには相当期間を要することを考慮する必要がある。

【特定接種】

（ア）特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣に定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている者（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

（イ）接種順位

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順位を基本とする。なお、一つのグループの接種が終わらなければ、次のグループの接種が開始できないというものではない。

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）
- ④それ以外の事業者

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されるとともに、接種すべきワクチンについても状況に応じて決定されることとなる。

（ウ）接種体制

登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団的接種により接種を実施する体制の構築が登録の要件とされており、国からの要請に応じて各登録事業者において実施する。

また、新型インフルエンザ等対策に実施に携わる当町の職員については、洞爺湖町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることとする。

【住民接種】

（ア）住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（**臨時の予防接種※14**）による

予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（**新臨時接種※15**）に基づく接種を行うこととなる。

（イ）接種順位

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。また、政府行動計画では事前に下記のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。

接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- ①医学的ハイリスク者呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

A）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
・①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

B）我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

Ｃ）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

(ウ) 接種体制

住民に対する予防接種については、当町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるが、集団接種や一斉接種(期間を定め医療機関で接種)、個別接種又はそれぞれの組合せ等、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(エ) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(オ) 医療関係者に対する要請

予防接種を行うため必要があると認められるときは、道が医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示(以下「要請等」という。)を行うので、町は、当町における状況を鑑み、道に意見を述べるものとする。

5 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予想されるが、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

特に地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定地方公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要であることから、町は必要に応じ、国及び道の各種対策に協力するものとする。

(2) 発生前における医療体制の整備

町は、道が実施する二次医療圏の圏域を単位とし、道立保健所を中心として地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関(独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を推進するなど、地域関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、あらかじめ帰国者・接触者外来※16を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに道立保健所

等における帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることに協力する。

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 町民生活及び町民経済の安定の確保の目的

新型インフルエンザは多くの町民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民生活及び町民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、町は国や道等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、町は新型インフルエンザ等の発生時に備え、町民に対し、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、町内の事業者に対し、職場における感染対策や事業継続計画を策定する等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

(2) 要援護者対策

一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や自治会、団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、これらの日頃からの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業所による確実な支援につなげていく。

さらには保育所、老人福祉施設、障害福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限については、特に支援が必要な利用者のため、状況によっては一部の施設を例外的に開所する等、発生前から道及び関係団体と連携し、仕組みづくりを進めておく。

(3) 風評被害対策

当町は国内有数の観光地であることから、新型インフルエンザ等発生時の風評被害対策について、観光関連団体等との緊急連絡網を整備して綿密に連携を図る等、日頃から十分な備えを行っておくとともに、観光関連業界の安全安心の取組を国内外の観光旅行者に向けて積極的にPRしていくことが重要である。

また、新型インフルエンザ等発生時には、修学旅行専用相談窓口を設置し、可能な限り風評被害による修学旅行生の減少を防ぐとともに、観光業界全体による対策組織の設置を支援し、観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討及び準備を早期に進めることにより、風評被害からの早期回復に努めていく。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類している。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引き上げ引

き下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしている。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、町は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国や道と協議の上で判断することとする。以下に、地域における発生段階をあわせて示す。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、更には政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

(発 生 段 階)

段 階	状 態
未 発 生 期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海 外 発 生 期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小 康 期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

第3章 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ず一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「ガイドライン」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

【未発生期】

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、行動計画等を踏まえ国や道との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 洞爺湖町行動計画等の作成

町は、特措法及び政府行動計画並びに北海道行動計画に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた洞爺湖町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。(保健福祉対策班)

(2) 体制の整備及び国、北海道等との連携強化

- ① 当町における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた体制を整備する。(総務対策班)
- ② 国、道、他市町村、指定地方公共機関等と相互に連携し、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(保健福祉対策班)
- ③ 洞爺湖町行動計画の作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家等の養成等に関しては、必要に応じて国や道の支援を受けることとする。(保健福祉対策班)

2 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ① 町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(総務対策班)
- ② 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(総務対策班)

(2) 体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。(総務対策班)
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。(総務対策班)
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、情報提供の体制の構築に努める。(総務対策班)
- ④ 新型インフルエンザ等発生時に、町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。(保健福祉対策班)

3 まん延防止に関する措置

(1) 対策実施のための準備

① 個人における対策の普及

町は、学校及び町内事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

また、町は道に協力して、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進も図る。(経済環境対策班・教育対策班)

② 地域対策・職場対策の周知

町は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。(総務対策班)

③ 水際対策への協力

町は、国が実施する水際対策に協力するとともに、入国者に対する疫学調査等について国や道、その他関係機関との連携強化に努める。(保健福祉対策班)

4 予防接種

(1) ワクチンの供給体制の確保

町は、国からの要請に基づき、道内においてワクチンを円滑に流通できる体制の構築に努める。(保健福祉対策班)

(2) 登録事業者の登録

- ① 町は、国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す

登録実施要領に基づき、事業者に対して登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。

(保健福祉対策班)

② 町は、国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(保健福祉対策班)

③ 町は、特定接種の対象となる町職員等を把握する。(保健福祉対策班)

(3) 接種体制の構築

〔特定接種〕

町は、国からの要請に基づき、特定接種に係る接種体制の構築に努める。

(保健福祉対策班)

〔住民接種〕

① 町は、国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町民に対して速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

(保健福祉対策班)

② 町は、円滑な接種の実施のために、国及び道の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、当町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。(保健福祉対策班)

③ 町は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国、道、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法について準備を進める。(保健福祉対策班)

(4) 情報提供

町は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。(総務対策班)

5 医療

(1) 地域医療体制の整備

① 町は、道と連携し、保健所を中心として地域医師会、地域薬剤師会、指定地方公共機関、及び協力医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域との関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

(保健福祉対策班)

① 町は、道と連携し、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者を診察する場合に備えて、**個人防護服※17**の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

(保健福祉対策班)

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 業務計画等の策定

町は、町内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を呼びかけるよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。

(経済環境対策班)

(2) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、高齢者や障がい者等要援護者名簿を、地域包括支援センター、社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員等に提供することにより、平時からの地域における見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。また、道と連携し、道内感染期における要援護者への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続を決めておく。（保健福祉対策班）

(3) 火葬能力等の把握

町は、国及び道と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（住民対策班）

(4) 物資及び資材の備蓄等

町は、必要に応じて新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄又は施設及び設備の整備に努める。（保健福祉対策班）

(5) 風評被害対策

- ① 町は、発生時における観光関連業界への風評被害を軽減するため、観光関連団体、交通事業者、マスコミ等が参画する様々な既存の会議体における相互連携を調整し、情報共有や対策の検討を行う。（経済環境対策班）
- ② 町は、発生時における正確かつ迅速な情報共有のため、観光関連業界との緊急連絡網を整備する。（経済環境対策班）
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の対策を含めた様々な観光関連業界における安全安心の取組について、関係団体やマスコミ等の協力を得て、国内外の観光旅行者に向けて積極的にPRする。（経済環境対策班）

【海外発生期】

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内の発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国や道と連携しながら強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国内発生した場合には、早期に発見できるよう国が実施する国内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- 5) 国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、町民生活及び町民経済の安定のための準備を進め、町内発生に備えた体制整備に努める。

1 実施体制

(1) 体制強化等

- ① 町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、洞爺湖町新型インフルエンザ等対策本部幹事会を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議する。(総務対策班)
- ② 町は、国において内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部が設置された場合は、町長を本部長とする洞爺湖町対策本部を設置し、必要な対策について協議する。(総務対策班)
- ③ 国が感染拡大防止対策等に関する基本的処理方針を決定した場合は、町においても速やかに国の方針に従った対処方針を決定する。
また、国が病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針を変更した場合も、国に準じ、必要な措置を講ずる。(総務対策班)
- ④ 町は、海外において、罹患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断し、感染症法に基づく各種対策を実施することとした場合には、国の対策に準じ必要な措置を講ずる。(保健福祉対策班)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 町は、町民に対して海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、できる限りリアルタイムで町民に情報提供し、注意喚起を行う。(総務対策班・保健福祉対策班)
- ② 町は、情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、洞爺湖町保健衛生担当課が調整する。(保健福祉対策班)

(2) 情報共有

町は、国、道及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(保健福祉対策班)

(3) 相談窓口の設置

- ① 町は、国からの要請に基づき、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が作成するQ&A等を参考としながら適切な情報提供に努める。(保健福祉対策班)
- ② 町は、町民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国等へ報告するとともに、町民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。(総務対策班)

3 まん延防止に関する措置

(1) 町民への感染対策の実施

町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(総務対策班)

(2) 感染症危険情報の周知等

町は、海外で新型インフルエンザ等の発生が確認され、国から感染症危険情報が発出されたときは、国と連携しながら海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行うとともに、必要に応じ事業者に対し情報提供等を行う。(保健福祉対策班・経済環境対策班)

(3) 水際対策

町は、水際対策として国が実施する検疫に協力するとともに、検疫所から情報提供を受けた場合には必要な調査等を行うなど、町内における予防・まん延措置に努める。(保健福祉対策班)

4 予防接種

(1) 接種体制

〔特定接種〕

町は、国が実施する特定接種に協力するとともに、国や道と連携し、当町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健福祉対策班)

〔住民接種〕

- ・町は、国が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときは、国と連携して、接種体制の準備を行う。(保健福祉対策班)
- ・町は、国の要請を受け、全町民が速やかに接種できるよう、健康福祉センター等での集団接種、協力医療機関での一斉接種(期間を定め集中的に接種)や個別接種、あるいはそれぞれの組合せ等、接種対象者に応じた接種体制を構築する。(保健福祉対策班)
- ・町は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、町民等に対し積極的に情報提供を行う。(総務対策班・保健福祉対策班)

5 医療

(1) 医療体制の整備

- ① 政府行動計画では、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者において診断を行うこととしているため、町は道が行う帰国者・接触者外来の整備について要請する。(保健福祉対策班)
- ② 町は道に対して帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう要請する。(保健福祉対策班)

(2) 医療機関等への情報提供

町は、国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉対策班)

(3) 検査体制の整備

町は、道が整備する道立衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制について、速やかに整備するよう要請する。(保健福祉対策班)

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

町は、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(経済環境対策班)

(2) 遺体の火葬・安置

町は、道と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(住民対策班)

【国内発生早期】

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接種歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
 - (地域未発生期)
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
 - (地域発生早期)
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査を追うことができる状態。

目的

- 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 感染拡大をとめることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国や道と連携しながら積極的な感染拡大防止策等を講ずる。
- 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での感染者が少なく、症状や治療に関する臨床情報が得られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施することに協力する。
- 5) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保の確認、町民生活及び町民経済の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 体制強化等

① 基本的対処方針の変更

国内発生早期に移行し、国が国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を変更した場合は、町においても速やかに国の方針に沿った対処方針を決定する。(総務対策班)

② 緊急事態宣言の措置

政府対策本部長の緊急事態宣言に基づき、町が洞爺湖町対策本部を設置した場合は、道と連携・協力しながら緊急事態に係る対策を実施する。(総務対策班)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 町は、町内外での発生状況や具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで町民に情報提供する。また、ホームページの内容等について随時更新する。(総務対策班)
- ② 町は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(総務対策班・教育対策班)
- ③ 町は、引き続き、町民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国等へ報告するとともに、町民が必要とする情報を精査して、町民の不安などに応じるため、次の情報提供に反映する。(総務対策班)
- ④ 情報が行き届きにくい高齢者及び障がい者等の要援護者や外国人、旅行観光者等に対しては、それぞれの対象者ごとの特性に応じた内容、表現とすることに留意するとともに、以下の対応により確実な情報が行き渡るよう留意する。(住民対策班・保健福祉対策班・経済環境対策班)
 - ・要介護や一人暮らし高齢者、障がい者等に対しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所、更には障がい者福祉団体や障がい福祉サービス事業所等の各関係機関と連携した周知を行うほか、特に支援が必要な者には、民生委員児童委員や福祉委員等が各戸訪問し、きめ細かな情報提供を行い、支援が必要な場合の連絡策等の周知を図る。
 - ・当町滞在中の観光旅行者に対しては、観光事業者及び旅行業界団体等と連携し、観光旅行者に情報の発信を行う。

(2) 情報共有

町は、国や道、関係機関とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(保健福祉対策班)

(3) 相談窓口の体制充実・強化

町は、国からの要請に基づき、相談窓口の体制の充実・強化に努める。また、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版の配布を受け、相談対応に活用する。(保健福祉対策班)

3 まん延防止に関する措置

(1) 国内での感染拡大防止策

- ① 町は、国及び道と連携し、地域早期発生となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。(総務対策班・保健福祉対策班)
- ② 町は、国及び道と連携し、業界団体等を経由し又は直接、町民、事業者等に対して次の要請を行う。(総務対策班・住民対策班・保健福祉対策班・経済環境対策班・教育対策班)
 - ・町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育所等における感

染対策の実施に資する目安を教育委員会、学校、保育所等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう教育委員会に要請する。

- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

- ③ 町は、国及び道と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化されるよう努める。（保健福祉対策班）

（２）水際対策

町は、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に引き続き協力する。（保健福祉対策班）

４ 予防接種

（１）住民接種の実施

ワクチンの供給が可能になり次第、町は関係者の協力を得て、原則として町内に居住する町民を対象に接種を開始するとともに、国や道の求めに応じ、接種に関する情報提供を開始する。（保健福祉対策班）

（２）住民接種会場の確保等

町は、接種の実施にあたり、国及び道と連携して、健康福祉センター・学校などの公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。（保健福祉対策班）

（３）緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、町は、基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の対策を講じる。（総務対策班・保健福祉対策班・経済環境対策班・教育対策班）

- ・道が、当町との平時からの調整を踏まえて、特措法第４５条第１項に基づく町民に対する外出自粛の要請を行う場合には、町は、町民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- ・道が、当町との平時からの調整を踏まえて、特措法第４５条第２項に基づく学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、町は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。
- ・町は、特措法第２４条第９項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。なお、特措法第２４条第９項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第１１条に定める施設に限る。）に対し、特措法第４５条第２項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第４５条第２項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命・健康の保護、町民生活・町民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第４５条第３項に基づき、指示を行う。

- ② 町は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第４６条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を実施する。（保健福祉対策班）

5 医療

(1) 医療体制の整備への協力

町は、国からの要請に基づき、発生国からの帰国者や国内感染の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者外来における診療体制や、道が設置する帰国者・接触者相談センターの相談体制等に協力する。また、国の要請に基づき、道が実施する患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行することに協力する。(保健福祉対策班)

(2) 医療機関等への情報提供

町は、国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉対策班)

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

町は、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう要請する。(経済環境対策班)

(2) 町民・事業者への呼びかけ

町は、国及び道と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(経済環境対策班)

(3) 風評被害対策

町は、観光関連業界への風評被害対策を検討するため、業界全体による対策組織の速やかな設置を支援し、風評による観光需要の落ち込みをできる限り抑えるとともに業界団体、マスコミ、広報団体等と連携し、観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討を進める。(経済環境対策班)

(4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え必要に応じ以下の対策を実施する。

① 水の安定供給

水道事業者である町は、洞爺湖町行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(経済環境対策班)

② サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、国及び道と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、町民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(経済環境対策班)

③ 生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民から

の相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(経済環境対策班)

④ 要援護者への生活支援（保健福祉対策班・経済環境対策班）

- ・町は、特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請が実施された場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮するよう要請する。
- ・町は、特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障がい者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請が実施された場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う。また、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、道との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等を開所するよう、指定地方公共機関（社会福祉法人等）に要請する。

【国内感染期】

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
 - (地域未発生期)
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
 - (地域発生早期)
道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
 - (地域感染期)
道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が、疫学調査で追うことができなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)

目的

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1) 感染拡大をとめることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国や道と連携しながら、町として実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして、医療体制への負担を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるように健康被害を最小限にとどめるよう努める。
- 6) 欠勤者の増大が予想されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努める。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努める。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、町民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、町においても速やかに国の方針に沿った対処方針を決定する。(総務対策班)

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに洞爺湖町対策本部を設置する。(総務対策班)
- ② 町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、特措法の規定に基づき、道に対して応援を求めるものとする。(総務対策班)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 町は、引き続き、町内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供を行い、町民、観光旅行者、事業者や報道機関に対する戦略的な広報を継続する。(総務対策班・経済環境対策班)
- ② 町は、引き続き、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた町の体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を確実に周知する。また、社会活動状況についても、情報提供する。(総務対策班・経済環境対策班・教育対策班)
- ③ 町は、引き続き、町民からの問い合わせを集約し、必要に応じて国等へ報告するとともに、町民が必要とする情報を精査して、次の情報提供に反映する。(総務対策班)
- ④ 町は、引き続き、情報が行き届きにくい高齢者及び障がい者等の要援護者や外国人、観光旅行者等に対しても確実に必要な情報が行き渡るよう、きめ細かな情報提供を行う。(保健福祉対策班・住民対策班・経済環境対策班)

(2) 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の的確な状況把握を行う。(総務対策班・保健福祉対策班)

(3) 相談窓口の体制充実・強化

町は、国の要請に基づき、相談窓口を継続する。また、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版の配布を受け、相談対応に活用する。(保健福祉対策班)

3 まん延防止に関する措置

(1) 町内でのまん延防止対策

- ① 町は、国及び道と連携して、業界団体等を経由し又は直接、住民や事業者等に対して次の要請を行う。(総務対策班・住民対策班・保健福祉対策班・経済環境対策班・教育対策班)
 - ・町民、事業者、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における

感染対策の実施に資する目的を教育委員会、学校、保育施設等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖・休校）を適切に行うよう教育委員会に要請する。

- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ② 町は、国及び道と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、引き続き要請する。（保健福祉対策班）
- ③ 町は、町内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。（総務対策班）

（２）水際対策

町は、国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起などの水際対策に協力する。（保健福祉対策班）

４ 予防接種

町は、国の対策に基づき、予防接種法第６条第３項に基づく新臨時接種を進めるとともに、国内発生早期の対策を継続する。

（１）緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 町は、患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講ずる。（総務対策班・保健福祉対策班・経済環境対策班・教育対策班）
 - ・町は、特措法第４５条第１項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
 - ・町は、特措法第４５条第２項に基づき、学校、保育所、幼稚園等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所、幼稚園等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命・健康の保護、町民生活・町民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第４５条第３項に基づき、指示を行う。
 - ・町は、特措法第２４条第９項に基づき、学校、保育所、幼稚園等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底要請を行う。特措法第２４条第９項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第１１条に定める施設に限る。）に対し、特措法第４５条第２項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第４５条第２項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命・健康の保護、町民生活・町民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第４５条第３項に基づき、指示を行う。
- ② 政府行動計画では、国は国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特措法第４６条に基づく住民接種を進めることとしており、町は必要な協力を行う。（保健福祉対策班）

5 医療

(1) 在宅で療養する患者への支援

町は、国や道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見守り、介護、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応に必要な協力を行う。（住民対策班・保健福祉対策班）

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

町は、緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ国及び道と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、道が行う臨時の医療施設の設置に協力する。（保健福祉対策班）

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

1) 事業者の対応

町は、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講ずるよう要請する。（経済環境対策班）

(2) 町民・事業者への呼びかけ

町は、国及び道と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（経済環境対策班）

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

水道事業者である町は、洞爺湖町行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（経済環境対策班）

② サービス水準に係る町民への呼びかけ

町は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、町民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（経済環境対策班）

③ 緊急物資の運送等

町は、緊急の必要がある場合には、国及び道と連携し、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（経済環境対策班）

④ 物資の売渡しの要請等（経済環境対策班）

- ・町は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の市町村による収用の

対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

- ・町は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命ずる。

⑤ 生活関連物資等の価格の安定等

町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(総務対策班・経済環境対策班)

⑥ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

町は、国からの要請に基づき実施する在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見守り、介護等）、搬送、死亡時の対応等に協力する。(住民対策班)

⑦ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国から道警察に対し、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導等が行われた場合は、これに協力する。(総務対策班・住民対策班)

⑧ 埋葬・火葬の特例等（住民対策班）

- ・町は、町火葬場の火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ・町は、死亡者が増加し、町火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・町は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

【小康期】

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行はいったん消息している状況。

目的

- 1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 基本的対処方針の変更

国が小康状態に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、町においても、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定する。(総務対策班)

(2) 緊急事態解除宣言

町は、国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講ずる。(総務対策班)

(3) 対策の評価・見直し

町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直しを踏まえ、洞爺湖町行動計画の見直しを行う。(保健福祉対策班)

(4) 町対策本部の廃止

政府対策本部が廃止された時には、速やかに洞爺湖町対策本部を廃止する。(総務対策班)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ① 町は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性の情報を提供する。(総務対策班)
- ② 町は、町民から寄せられた問い合わせ等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(総務対策班・保健福祉対策班)

(2) 情報共有

町は、国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国から第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針の伝達を受

けるとともに、現場の状況把握を行う。(総務対策班・保健福祉対策班)

(3) 相談窓口の体制の縮小

町は、国及び道からの要請を踏まえ、インフルエンザ相談窓口等の相談体制を通常に戻す。
(保健福祉対策班)

3 予防接種

町は、流行の第二波に備え予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(1) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、町は国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(保健福祉対策班)

4 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 町民・事業者への呼びかけ

町は、必要に応じ、引き続き町民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(経済環境対策班)

(2) 風評被害対策

町は、状況を踏まえ、当町への旅行が安全であることを発信するために「安全宣言」を行い、広くPRするとともに、観光関連業界等と連携し、観光需要の早期回復に向けた効果的な誘客事業を実施する。(経済環境対策班)

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

① 業務の再開 (総務対策班・経済環境対策班)

- ・町は、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努める。
- ・町は、国が指定地方公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、国が必要に応じて行う支援に協力する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

町、指定地方公共機関は、国及び道と連携し、町内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(総務対策班)

洞爺湖町独自の主な対策（充実項目）

1 適切な情報提供体制

- （１）洞爺湖町対策本部に一元的な情報管理及び情報発信を担当する広報対策スタッフを設置し、正確かつ迅速に、あらゆる媒体を用いて戦略的な広報を実施する。
- （２）情報が行き届きにくい高齢者及び障がい者等の要援護者や外国人、観光旅行者等に対し、対象者に応じた内容、表現とするとともに、関係機関や団体等と連携して確実に周知が行きわたるよう留意する。特に支援が必要な者には、各戸訪問等、きめ細かな対応を行う。

2 要援護者対策

- （１）高齢者や障がい者等の要援護者について、地域の関係機関、団体等による平時からの見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。
- （２）緊急事態宣言が行われた場合の外出自粛の要請や保育所等の使用制限の要請の実施について、当町の状況を十分踏まえるよう、要請実施の権限を有する北海道と発生前から調整を行う。

3 風評被害対策

- （１）発生前から、観光関連団体、交通事業者、マスコミ等と情報共有や対策の検討を行うとともに、観光関連業界との緊急連絡網を整備する。また、観光業界の安全安心の取組を国内外の観光旅行者に向けて積極的にPRする。
- （２）発生時には、観光関連業界全体による対策組織の速やかな設置を支援するとともに、観光業界団体、マスコミ等と連携し、観光需要の回復期に向けた効果的な誘客事業の検討を進める。
- （３）小康期には、町内への旅行が安全であることを発信するために、「安全宣言」を行い、広くPRする。また、関係団体等と連携して、観光需要の回復に向けた効果的な誘客事業を実施する。

4 予防接種の実施体制

- （１）発生時には、国が示す接種の優先順位を踏まえて、健康福祉センター等での集団接種、協力医療機関での一斉接種（機関を定め集中的に接種）や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等による接種体制を構築し、ワクチンが確保でき次第、町民周知を図り、速やかに接種を開始する。

(別添)

特定接種の対象となる業種・職務について

政府行動計画では、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位などは、新型インフルエンザ発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるとしているが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理している。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

B 町民生活・町民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は、以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られており、人から人への継続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、政府行動計画では、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておくこととしている。

町としても、本行動計画の関連事項として政府行動計画に準じ、対策の概要を示すこととする。

1 実施体制

町は、国内外において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し初症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係者からなる会議を開催し、国の各種通知に基づき対策を協議、実施する。(総務対策班・保健福祉対策班)

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

町は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。(総務対策班・保健福祉対策班)

(2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザの人への感染について、道や保健所等からの情報により全数を把握する。(保健福祉対策班)

3 情報提供・共有

(1) 町は、町内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国及び道と連携し、発生状況及び対策について、町民に積極的な情報提供を行う。(総務対策班)

(2) 町は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、町民に積極的な情報提供を行う。(総務対策班)

4 予防・まん延防止

人への鳥インフルエンザの感染対策

(1) 水際対策

町は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが

情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、町民への注意喚起を行う。(総務対策班・保健福祉対策班)

(2) 疫学調査、感染対策

- ① 町は、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底）等の実施に努める。(住民対策班・保健福祉対策班)
- ② 町は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国及び道と連携して、自宅待機を依頼する。(総務対策班・経済環境対策班・教育対策班)

(3) 家きん等への防疫対策

町は、道内の家きんに高原病性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。

- ① 北海道が実施する家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備に協力する。(保健福祉対策班・経済環境対策班)
- ② 町内で家きんにおける鳥インフルエンザが発生した場合、北海道が実施する具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力する。(保健福祉対策班・経済環境対策班)

5 医療

町は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、早急に必要情報を医療機関等に周知するよう道に要請する。(保健福祉対策班)

用 語 解 説

※1 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

※2 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／H1N1、A／H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

※3 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

※4 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

※5 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

※6 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスがヒトに感染し、感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥からヒトへ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、ヒトからヒトへの感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

※7 指定地方公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で、国及び都道府県知事が指定する機関。

新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有し、国、地方公共団体等と相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

※8 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

※9 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。経口内服薬のタミフル（商品名）や経口吸入薬のリレンザ（商品名）など。

※10 S A R S

S A R S コロナウイルスにより引き起こされる新種の感染症。新型肺炎とも呼ばれている。2002年に中華人民共和国広東省で発生。

※11 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

※12 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者。

※13 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造。）

※14 臨時の予防接種

一類疾病（ジフテリア、百日せき、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、痘そう）及び二類疾病（インフルエンザ）のうち、厚生労働大臣が定めるもののまん延防止緊急の必要があると認められる場合に期日又は期間を定めて都道府県又は市町村が行うもの。予防接種を受ける努力義務あり。

※15 新臨時接種

努力義務は課さないが、行政が勧奨する。

※16 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

※17 個人防護具（Personal Protective Equipment：P P E）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にしりためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

洞爺湖町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月

【発行・編集】 洞爺湖町役場 総務部 健康福祉課

【住所】 〒049-5692 北海道虻田郡洞爺湖町栄町63番地

【電話】 0142-76-4006（直通）